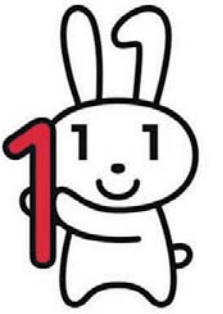


# あなたのマイナンバー届きましたか？

ずっと使うから大切にね



マイナンバーの通知カードは、11月から住民票の住所地に世帯ごとに郵送しています。受け取った通知カードは、なくさないように大切に保管してください。

## 「通知カード」が届いていない方は

マイナンバーの通知カードは、転送不要の簡易書留で郵送しています。配達は、ポストへの投函ではなく、郵便局員が手渡しで行い、不在の場合は不在連絡票を置いています。

郵送できなかった通知カードは、一定期間、市で保管します。この保管期間中、改めて通知カードの受け

取り方法を通知します。内容を確認の上、市役所窓口などで通知カードをお受け取りください。

やむを得ない理由により住所地で受け取ることができない方、または12月上旬を過ぎても郵便局の不在連絡票や市からの通知が届かない方は、本庁市民登録課(☎24-2111内線408・409)にご相談ください。

## マイナンバーはこんな場面で必要になります

平成28年1月から、社会保障・税の行政手続きでマイナンバーの利用が始まり、次のような手続きであなたもマイナンバーが必要になります。

手続きの際は通知カードまたは希望者に無料で交付する顔写真付き個人番号カード(左ページ参照)を忘れずにお持ちください。

### 学生



- アルバイトの勤務先に
- 日本学生支援機構の奨学金申請時に
- 勤労学生の控除手続きに

### 高齢者や障がい者



- 年金給付の手続きに
- 福祉や介護の手続きに

### 外国人



- 中長期在留者や特別在留者などの外国籍の方も社会保障や税の手続きでマイナンバーを使います

### 従業員



- 扶養控除等(異動)申告書など会社に提出する税務関係書類に
- 健康保険や雇用保険、厚生年金などの手続きに

### 自営業者



- 国民健康保険や国民年金などの手続きに
- 税務署に提出する確定申告書に

### お子さんをお持ちの方



- 出産育児一時金や育児休業の申請時に
- 児童手当の申請時に

※転居や転入、婚姻などにより住所や名字が変わった場合は、通知カードまたは顔写真付き個人番号カードに追記しますので、届け出の際にお持ちください

## 顔写真付き「個人番号カード」を希望者に無料で交付します

顔写真付き個人番号カードは、取得希望者からの申請により、平成28年1月以降、無料で交付します。

希望する方は、マイナンバーの通知に同封された個人番号カード交付申請書に必要事項を記入の上、返信用封筒により郵送、または本庁市民登録課か総合支所市民サービス課の窓口にて提出してください。交付申請書に記載されたQRコードから、スマートフォンを使って申請することもできます。

※顔写真付き個人番号カードの即日交付はできません。申請方法など詳しくは本庁市民登録課(☎24-2111内線408・409)にお問い合わせください



### ▶顔写真付き個人番号カードなら一枚で本人確認書類に

税や社会保障関係などマイナンバーを必要とする手続きでは、本人確認書類として「マイナンバーを証明する書類」と「身分を証明する書類」が必要になります。

通知カードを、マイナンバーを証明する書類として利用する場合は、別に運転免許証などが必要になりますが、顔写真付き個人番号カードを利用する場合は、それ一枚で手続きが可能となります。

### ▶顔写真付き個人番号カードを使い、コンビニで住民票の写しが取得できるようになります

花巻市では、平成28年4月から顔写真付き個人番号カードを利用して、コンビニエンスストアで住民票の写し、印鑑登録証明書などの各種証明書を取得できるように準備を進めています。

## 住民基本台帳カード発行等の業務を終了します

マイナンバー制度の導入により、住民基本台帳カード(以下、住基カード)の発行・更新と、住基カードに搭載する電子証明書の発行・更新を終了します。

住基カードの電子証明書を利用して、税の申告などを行っている方は、有効期間を確認の上、更新が必要な場合は下記の期限までに本庁市民登録課に申請してください。確定申告を控えた時期に有効期間の満了を迎える方は特に注意が必要です。

**【申請期限】12月17日(木)、午後5時**

※発行・更新に日数がかかる場合がありますので早めの申請をお願いします

平成28年1月以降、取得希望者に交付する顔写真付き個人番号カードには、電子証明書が標準搭載されるため、これまでの住基カードと同じように利用することができます。

顔写真付き個人番号カードは、交付申請の集中により、交付が遅くなる場合があります。確定申告での利用を考えている方は、早めの申請をお願いします。

※住基カードは、カードに記載の有効期限まで利用できますが、顔写真付き個人番号カードを取得する場合は返却していただきます

## マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘などに要注意

マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報取得しようとする電話、メール、手紙、訪問などが各地で発生しています。

不審に思ったときは、本庁市民生活総合相談センター(☎24-2111内線259)へ。

またマイナンバーの提供を求められた場合は、相手と利用目的を必ず確認してください。マイナンバーを取得できる、またはあなたがマイナンバーを提供してよいのは、行政機関、勤務先、一部の金融機関など、法律で限定されています。

## マイナンバー総合フリーダイヤル(総務省)をご利用ください

通知カードや個人番号カードなど、マイナンバー制度に関する問い合わせは、利用無料のマイナンバー総合フリーダイヤルへ。

**☎0120-95-0178** (無料)

\*月～金曜 9:30～22:00、土日祝 9:30～17:30

(年末年始12月29日～1月3日を除く)

\*音声ガイダンスに従って、知りたい情報を選択してください

**【問い合わせ】本庁総務課マイナンバー対策室(☎24-2111内線473)**